

○農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年4月1日付け16経営第8870号農林水産省経営局長通知）の一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	現 行
<p>第2 近代化資金の貸付条件について 地域農業の担い手となる農業者の自主性と創意工夫を活かした経営改善が着実に進められることを目指して、近代化資金の貸付条件は以下を基準とする。</p> <p>1 貸付対象者 近代化資金の貸付対象者は、担い手への集中化・重点化を図り、地域農業の担い手を育成する観点から、次に掲げる者（以下「農業者等」という。）とする。</p> <p>(1) 農業（畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。）を営む者であって次に掲げる者 ア・イ （略） ウ 次に掲げる要件の全てを満たす農業者 （ア）・（イ） （略） （ウ） 個人の農業者であって、60歳以上であるときは、その後継者が現に主として農業に従事（農業大学校に就学している場合等を含む。）しており、かつ、将来においても主として農業に従事すると見込まれること。 （エ） （略） エ～キ （略）</p> <p>(2) 農業協同組合であって、次に掲げる貸付要件を全て満たすもの ア （略） イ <u>国及び都道府県の行政検査並びに会計監査人又は農業協同組合連合会（農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第19条に規定する組織変更後の農業協同組合連合会をいう。）による監査で重大な指摘を受けていないこと。</u> ウ～キ （略）</p> <p>(3) （略）</p> <p>(4) 農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人であって、次に掲げるもの ア （略） （削る） イ～ケ （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 資金使途 近代化資金の使途は、農業経営の近代化を図るのに必要な次の資金とする。</p> <p>(1) 1の(1)に掲げる者に対する貸付け ア 畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地（農地法（昭和27年法律第229号）第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地を含まない。以下同じ。）又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。） なお、認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあっては復旧に必要な資金を除く。 イ～カ （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>4 （略）</p>	<p>第2 近代化資金の貸付条件について 地域農業の担い手となる農業者の自主性と創意工夫を活かした経営改善が着実に進められることを目指して、近代化資金の貸付条件は以下を基準とする。</p> <p>1 貸付対象者 近代化資金の貸付対象者は、担い手への集中化・重点化を図り、地域農業の担い手を育成する観点から、次に掲げる者（以下「農業者等」という。）とする。</p> <p>(1) 農業（畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。）を営む者であって次に掲げる者 ア・イ （略） ウ 次に掲げる要件の全てを満たす農業者 （ア）・（イ） （略） （ウ） 個人の農業者であって、60歳以上であるときは、その後継者が現に主として農業に従事（<u>農業者大学校</u>に就学している場合等を含む。）しており、かつ、将来においても主として農業に従事すると見込まれること。 （エ） （略） エ～キ （略）</p> <p>(2) 農業協同組合であって、次に掲げる貸付要件を全て満たすもの ア （略） イ <u>国及び都道府県の行政検査並びに存続中央会（農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第10条に規定する存続中央会をいう。以下同じ。）又は会計監査人による監査で重大な指摘を受けていないこと。</u> ウ～キ （略）</p> <p>(3) （略）</p> <p>(4) 農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人であって、次に掲げるもの ア （略） イ <u>存続中央会</u> ウ～コ （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 資金使途 近代化資金の使途は、農業経営の近代化を図るのに必要な次の資金とする。</p> <p>(1) 1の(1)に掲げる者に対する貸付け ア 畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（<u>農地</u>又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。） なお、認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあっては復旧に必要な資金を除く。 イ～カ （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>4 （略）</p>

改正後

5 償還期限及び据置期間
(前略)

ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第111条の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号）第3条第1項に規定する者にあつては、下表の償還期限及び据置期間について、それぞれ3年間延長するものとする（ただし、令和3年3月31日までの間に貸し付けられるものに限る。）。

6・7 (略)

第4 留意事項

1～6 (略)

7 東日本大震災の被災者等に係る印紙税法の特例

第2の2に規定する融資機関が東日本大震災により被害を受けた者に対して行う近代化資金の貸付け（当該融資機関が行う他の近代化資金の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う近代化資金の貸付けに限る。）に係る印紙税法（昭和42年法律第23号）別表第1第1号の課税物件の物件名の欄3に掲げる消費貸借に関する契約書のうち、平成23年3月11日から令和3年3月31日までの間に作成されるものについては、印紙税を課さないこととされている（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第47条及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成23年政令第112号）第37条第1項第6号及び第2項第7号）。

別紙1

〇〇県（都道府）農業近代化資金利子補給規程例

附 則

- 1 この規程は、令和 年 月 日から施行する。
- 2 (略)

別紙2

利子補給契約書例

令和 年 月 日

〇 〇 県 知 事 氏 名 印

〇〇農業協同組合長理事 氏 名 印

現 行

5 償還期限及び据置期間
(前略)

ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第111条の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号）第3条第1項に規定する者にあつては、下表の償還期限及び据置期間について、それぞれ3年間延長するものとする（ただし、平成32年3月31日までの間に貸し付けられるものに限る。）。

6・7 (略)

第4 留意事項

1～6 (略)

7 東日本大震災の被災者等に係る印紙税法の特例

第2の2に規定する融資機関が東日本大震災により被害を受けた者に対して行う近代化資金の貸付け（当該融資機関が行う他の近代化資金の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う近代化資金の貸付けに限る。）に係る印紙税法（昭和42年法律第23号）別表第1第1号の課税物件の物件名の欄3に掲げる消費貸借に関する契約書のうち、平成23年3月11日から平成33年3月31日までの間に作成されるものについては、印紙税を課さないこととされている（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第47条及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成23年政令第112号）第37条第1項第6号及び第2項第7号）。

別紙1

〇〇県（都道府）農業近代化資金利子補給規程例

附 則

- 1 この規程は、平成 年 月 日から施行する。
- 2 (略)

別紙2

利子補給契約書例

平成 年 月 日

〇 〇 県 知 事 氏 名 印

〇〇農業協同組合長理事 氏 名 印

改正後

現行

別紙3

利子補給承認申請書様式例

農業近代化資金利子補給承認申請書
〇〇県（都道府）知事殿

〇〇県（都道府）受理
第 号
令和 年 月 日

令和 年 月 日

住 所

申請者 〇〇農業協同組合
代表者 組合長理事 〇〇〇〇 印

下記の農業近代化資金の貸付について、利子補給を受けたいので申請します。

貸付けの相手方	貸付 予定額	資金使途	貸付予定時期	貸付利率	利子 補給率	債務保証委託		備 考	〇〇県（都道 府）の決定
						有	無		
			令和 年 月 日 (略)	分 厘 .	分 厘 .				

(略)

別紙3

利子補給承認申請書様式例

農業近代化資金利子補給承認申請書
〇〇県（都道府）知事殿

〇〇県（都道府）受理
第 号
平成 年 月 日

平成 年 月 日

住 所

申請者 〇〇農業協同組合
代表者 組合長理事 〇〇〇〇 印

下記の農業近代化資金の貸付について、利子補給を受けたいので申請します。

貸付けの相手方	貸付 予定額	資金使途	貸付予定時期	貸付利率	利子 補給率	債務保証委託		備 考	〇〇県（都 道府）の決定
						有	無		
			平成 年 月 日 (略)	分 厘 .	分 厘 .				

(略)

附 則（令和2年3月30日付け元経営第3174号）
この通知は、令和2年4月1日から施行する。